

## 第 7 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年10月11日(火)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(8名)	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(4名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
推進委員(6名)	13番 徳岡 正裕 推進委員		15番 山下 昇 推進委員	
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(2名)	14番 河井 勝重 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員		
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第29号議案 非農地の現況証明について 第30号議案 農用地利用集積計画の決定について 第31号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>事務局</p> <p>尾川委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長）  （議長）</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、令和4年度第7回農業委員会の定例総会を開催します。 農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号10番の尾川寛信委員でございます。よろしくお願ひ致します。 （農業委員会憲章の唱和） はい、ありがとうございました。ご着席ください。 それでは総会の開催にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願ひ致します。 （長谷川会長あいさつ 中略） ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は8人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が議長となります。では進行をお願いします。 それでは会を進行させていただきます。 本日の議事の日程は、皆様のお手元に配布のとおりでございます。 日程2番、「議事録の署名委員の指名」についてを議題と致します。皆様方にお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして議長において指名することに、ご異議はございませんか。 （「なし。」の声） なしと認めます。それでは議事録署名委員には11番の山田隆雄委員、そして12番の下田健一委員。両名の方を指名致します。よろしくお願ひ致します。 併せまして会議書記には、事務局の方へお願ひ致します。 次に日程3、報告事項に移ります。報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」を、それでは説明してください。 報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」を説明します。 次のとおり、農地転用現況確認願ひが提出され現況を確認し確認書を交付したので、その状況</p>

<p>4 議事 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長  (議長)  事務局</p>	<p>を報告するものです。 (資料は 2-1 頁) 番号 1 転用者は、田後●●と●●。 土地の表示 大字 久見——。地目は田、面積は 501 m<sup>2</sup>。転用目的は、一般住宅です。 許可指令年月日及び番号は議案書記載のとおりでございまして、確認書交付年月日は令和 4 年 9 月 13 日で、調査結果は令和 4 年 4 月 1 日基礎工事完了であります。 現地の位置図につきましては、頁をめくって頂き 2-1 であります。松崎駅裏手の、農協の敷地の南側でございまして。説明は以上です。 以上で説明が終わりました。これは報告事項でございまして、皆様方にはご了承をお願いします。 なお、この件に関しましてですね、皆さん方の方から何かお尋ねがございましたら、挙手の上発言をしてください。 それでは無いと云う事で、報告事項、これで終わります。 次に日程 4 番、議事に移ります。 議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。 議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 3-1 頁) 番号 1 譲渡人は、長和田●●。譲受人は、長和田●●。 土地の所在、大字長和田——。同じく——。地目は何れも台帳・現況とも畑、利用状況 畑。面積は 243 m<sup>2</sup>と 88 m<sup>2</sup>であります。 権利取得後の経営面積は 82 アールで、農用地区域外の売買による所有権移転でございまして、位置図は本冊頁をめくって頂き 3-1 であります。 JR に近接する場所と云う事になります。 以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離な</p>
---	--------------------------------------	---



	<p>議長</p> <p>下田委員</p> <p>議長</p> <p>下田委員</p>	<p>(資料は 4-2 頁、資料 1 の 3 頁と 4 頁)</p> <p>番号 2 申請人は、宇谷●●。土地の所在 一筆目、大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 2,111 m<sup>2</sup>。</p> <p>そして二筆目、大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 443 m<sup>2</sup>。</p> <p>何れも申請者が相続する数十年前から農地として利用されておらず、山林化しているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き 4-2 が航空写真の位置図でございます。それから資料 1 の 3 頁目が現況写真。資料 1 の方の現況写真は、すみません、近傍になかなか、近づいても写真が取れませんので遠景で遠目から写真を撮らせてもらってます。赤い線より上が申請地って事で。丘になっておりますけども。</p> <p>それで 4 頁目が公図でございます。説明は以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、引き続き現地調査委員による現地の調査報告をして頂きます。</p> <p>まず申請番号 1 番の案件でございますが、12 番の下田健一委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>それでは報告致します。本日 1 時 15 分より、長谷川会長、土海職務代理、自分と事務局 2 名の 5 名で現地確認に行ってきました。</p> <p>案件 1 ですけども。4-1 頁を見てもらいますと、上にありますのが国道 9 号線でございます。それで資料 1 の 1 頁を見て頂いて。赤い線で囲んである、向こう側に見えます小さい家の向こう側に母屋がありました。</p> <p>この場所がですね、事務局報告のとおり許可を得て転用してありますけども、その後地目変更がなされていないだけで、非農地として認めることに問題ありませんと委員全員で確認して参りました。以上です。</p> <p>それでは次に、申請番号 2 番の案件でございますが、この報告につきましても、ご苦労様ですが 12 番下田健一委員に今一度報告をお願いします。</p> <p>それでは 2 番の案件につきまして報告致します。</p> <p>現場は宇谷の——番、——番で。隣接しておりますので、一緒に報告致します。</p>
--	---	---



<p>議案第 31 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>頁めくって頂きまして次の頁が各筆明細でございますけれども。ちなみに、整理番号 3 番 4 番につきましては中間管理事業分と云う事になります。</p> <p>整理番号 2 番 3 番 4 番につきましては、存続期間が令和 5 年 1 月 1 日からと云う事になりますので、丸々の 3 年ないし丸々の 10 年と云う事でカウントをさせて頂いております。</p> <p>以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑は無しと云う風に認めます。これより、それでは採決を行います。</p> <p>議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 31 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第 31 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>別添の資料 2 の 2 頁目をお願い出来ますでしょうか。利用配分計画各筆明細をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受ける者、田後●●。</p> <p>権利を設定する農用地は、記載の 2 筆で、面積は合計 2,224 m<sup>2</sup>。先程の議案、利用集積計画の整理番号 3 番 4 番の農地であります。</p> <p>設定期間は 10 年の賃貸借。本案件は新規就農の予定地と云う事になりまして、就農計画としては施設園芸でのスイカ「とまり美人」と、それからほうれん草の栽培であります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方からありますか、質疑はござ</p>
--------------------------------------	--	---

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>いますか。        質疑は無しと認めます。これより、それでは採決を行います。        議案第 31 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。        《全員挙手》        全員が挙手であります。よって議案第 31 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。        以上で議事を終わります。        その他に入ります。(1) 番「11 月定例総会の日程について」を、それではお諮りを致します。説明してください。        ○ 11 月定例総会の日程について            11 月 11 日 (金) 午後 3 時 から        ○ 建議書について            新規提案事項・継続事項の見直し 意見は 10 月中に事務局へ            意見取りまとめの上、11 月総会で建議書の内容を審議        ○ 「全国農業担い手サミット in ふくい」について            10 月 20 日 (木)・21 日 (金) 開催            農業委員会から長谷川会長、認定農業者協議会から横川委員、土井達行氏が参加        ○ 農家相談会について            11 月 17 日 午前 9 時から正午まで        ○ 鳥取県農業委員会特別研修会について            11 月 17 日 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで 倉吉未来中心 大ホール        ○ 認定農業者協議会との合同研修会について            11 月 29 日 午後 3 時から 中央公民館        ○ 荒廃農地調査について            10 月中に調査を完了していただくこと</p>
--------------	---------------------	---



6 閉会	議長	<p>それでは以上で、令和4年度第7回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉じます。</p> <p>(閉会 午後4時00分)</p>
------	----	--